

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市雇用促進奨励金
補助事業等の 目 標	市内の雇用の促進及び安定を図る。
補助事業等の 対 象 者	市内に事業所を有する事業主
補助対象経費	事業主が市内に居住する奨励対象者を1年以上雇用するために要した経費
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	次の各号に掲げる奨励対象者一雇用につき1回、当該各号に定める金額を定額補助する。 (1) 障がい者 30,000円 (2) 子育て女性 50,000円
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 定額補助金であるため補助率は設定しない。
補助事業等の 評 価	補助事業者からの申請書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	昭和54年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 奨励対象者の雇用促進のため3年を超え継続することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	1 この取扱基準において「奨励対象者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 障がい者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知的障害者及び同条第6号に規定する精神障害者（第4号に該当する者を除く。）をいう。） (2) 子育て女性（事業主が直接雇用した雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による被保険者であって、雇用した日（当該被保険者としての資格を取得した日をいう。以下同じ。）を基準として1年を経過した日時時点で中学生以下である同居の子がいる者をいう。） 2 市税等を滞納している事業主は、補助事業等の対象者から除くものとす

	る。
提出書類	補助金の交付を受けようとする事業主は、奨励対象者を雇用した日を基準として1年を経過した日から起算して90日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 (1) 諏訪市雇用促進奨励金交付申請書（様式第2号—1） (2) 雇用した期間を確認することのできる書類 (3) 各障害者手帳の写し（障がい者に限る。） (4) 雇用の条件を確認することのできる書類（子育て女性に限る。）
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 商工課 工業振興係

平成24年 6月22日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成29年 3月15日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）

平成31年 3月15日 一部改正（平成31年 4月 1日 施行）

令和 2年 3月16日 一部改正（令和 2年 4月 1日 施行）